

福島県内 全市町村と  
福島県からの  
お知らせ

## 個人住民税の給与支払いに関する 特別徴収実施のご案内

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(個人市町民税と個人県民税)を徴収(引き落とし)し、納入していただく制度です。

所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税はしていない、ということはありませんか？

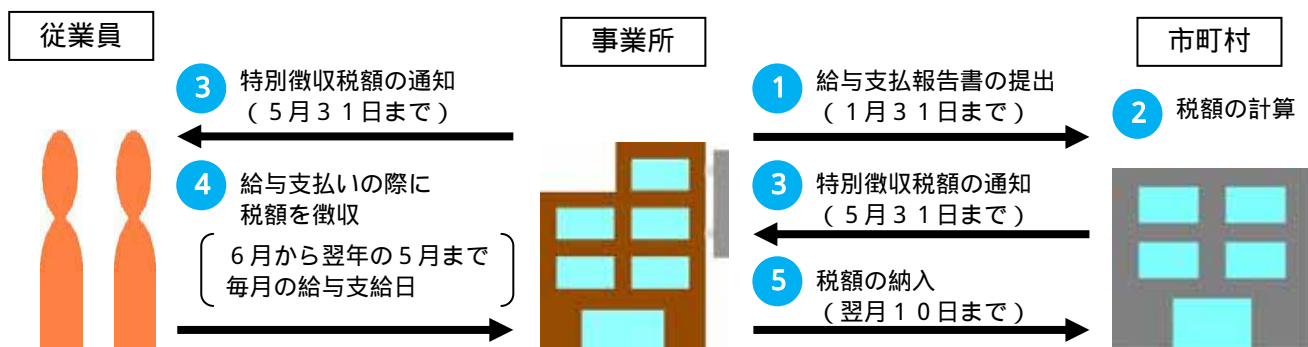
地方税法第321条の4及び各市町の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくこととされています。

原則として、すべての従業員から特別徴収(引き落とし)する必要があります。

### 特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

### 特別徴収による納税のしくみ



# 個人住民税の特別徴収



Q1

特別徴収は新しい制度ですか。  
なぜ、いまさら特別徴収をしないとイケないのですか。

A

地方税法では、従来から所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。

所得税の源泉徴収事務に比べてよく知られていないためか、完全には実施されていない実態があります。

給与からの引き落としにより、従業員の納め忘れ防止や1回あたりの負担軽減も図ることができるメリットがあります。厳しい地方公共団体の財政状況において、円滑な税収の確保のためにも必要と考えております。

Q2

今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。  
これをすることで何かメリットはあるのですか。

A

個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。

税額の計算は給与支払報告書等に基づいて市町村で行い、従業員ごとの個人住民税額を各市町村から通知しますので、その税額を毎月の給与から徴収（引き落とし）し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくことになります。

なお、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。納め忘れにより延滞金がかかる心配もありません。

さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回あたりの負担が少なくてすみます。

Q3

新たに特別徴収を行うには、どのような手続きをすればよいですか。

A

従業員等の住所地の市町村個人住民税担当課へお問合せのうえ、所定の手続きを行ってください。

なお、次のような従業員からは特別徴収できませんので、ご注意ください。

他から支給される給与から個人住民税が引かれている。

退職者など、翌年の給与からの特別徴収が不可能である。

給与の毎月支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。

給与が毎月支給されない。

福島県内 各市町村個人住民税担当課

福島県 総務部市町村財政課 024-521-7061

福島県 総務部税務課 024-521-7069